

令和6年度湯沢町ふるさと納税寄附返礼品包括配送業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、湯沢町が「令和6年度湯沢町ふるさと納税寄附返礼品包括配送業務」の受注者を公募型プロポーザル方式により選定し、契約を行うために必要な手続き等について定めるものとする。

1 事業名称

令和6年度湯沢町ふるさと納税寄附返礼品包括配送業務

2 目的

湯沢町ふるさと納税寄附において、寄附者及び寄附者が指定した者への返礼品の配送を包括して請け負い、経費の削減並びに配送時のトラブル回避を含め、配送事業の円滑な推進を図る。

3 事業実施期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 予算

5,000,000円（消費税を含む。）

参考：令和5年度実績 米560件、酒670件、その他950件（配送地域、サイズ不明）

5 業務内容

「令和6年度湯沢町ふるさと納税寄附返礼品配送業務仕様書」（以下、仕様書）のとおり。

6 参加資格及び欠格条項

プロポーザルの参加資格は、以下のすべての条項を満たすこと。

- ① 湯沢町とふるさと寄附受入額が同程度以上の地方公共団体において返礼品包括配送業務の受注実績があること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 法人の場合は法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号または第6号に規定する暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する団体でないこと。
- ⑥ 一般貨物自動車運送事業の許可証を取得していること。
- ⑦ 日本全国に荷物を集配送する営業店及び代理店等の拠点施設を有していること。
- ⑧ 湯沢町で行う打ち合わせ等に出席できること。

7 スケジュール

(1) 募集開始	令和6年7月12日（金）
(2) 質問受付締切	令和6年7月18日（木）17時まで
(3) 質問の回答	令和6年7月22日（月）17時まで
(4) 参加申込書提出締切	令和6年7月26日（金）
(5) 企画提案書提出締切	令和6年7月26日（金）17時まで
(6) プレゼンテーション審査	令和6年8月1日（木）予定
(7) 事業者決定	令和6年8月5日（月）予定

8 質問及び回答

- (1) 本業務に関わる質問は「質問書（様式4）」に記入し、令和6年7月18日（木）17時（時間厳守）までに電子メールにて問い合わせること。
 - ・メールアドレス：furusato@town.yuzawa.lg.jp
 - ・件名を「【ふるさと納税】プロボ質問書（事業者名）」とすること。
- (2) 電話及び窓口での相談には応じない。なお、質問書の内容に疑義が生じた場合は、当町より質問者へ電話で問い合わせる場合がある。
- (3) 質問への回答は、令和6年7月22日（月）までに全参加意向申出者に電子メールで通知する。

9 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を申し込む場合は、参加資格を確認し、以下の通り参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限
 - 令和6年7月26日（金）17時まで（必着）
 - ※提出期限以降の提出は一切受け付けない。
- (2) 提出書類
 - ① プロポーザル参加申出書（様式1）…1部
 - ② 会社概要書（様式2）…1部

事業概要が分かるパンフレットでも可。
過去の実績がわかる資料を添付すること。

③業務実施体制表（様式3）…1部

(3) 提出方法及び提出先

① 持参または郵送にて提出すること。

② 提出先： 〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地

湯沢町役場 企画産業観光部企画観光課 ふるさと納税担当

10 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年7月26日（金）17時まで

(2) 提出書類

①企画提案書

【作成要領】

- ・仕様書、湯沢町ふるさと納税寄附返礼品包括配送業務プロポーザル評価表（資料1）の内容に留意し、企画提案書を作成すること。
- ・本業務を請け負う場合、湯沢町ふるさと寄付管理システム（エッグ）との動作連携が必要不可欠となるため、提案書を作成する場合はシステム間の連携を明記すること。
- ・定期便配送について、どのように配達するか記載すること。
- ・契約締結後の当町の負担額の増額となるものは認めないので、企画提案の際にあらかじめ経費項目を設定しておくこと。
- ・ふるさと納税寄附の返礼品配送業務について、過去に地方公共団体から直接包括業務を請け負っている実績があれば、その業務内容の概要について一覧表を提出すること。
（※事務支援等を含めた包括委託事業者から間接的に請け負った事例は含まない。）
- ・表紙、目次、本編で構成すること。白黒印刷・カラー印刷いずれも可。
- ・表紙は題名に「湯沢町ふるさと納税寄附返礼品包括配送業務に関わる企画提案書」と記載し、提出日及び企画提案者名を記載すること。
- ・A4サイズ：縦・横、枚数は任意（※必要であれば、A3サイズ等の説明資料の添付は可）

② 見積書（様式5）

- ・湯沢町から各地域へ配送する荷物の、常温、クール配送（冷蔵・冷凍）、サイズ別等の送料を記載すること。同等の資料でも可。

※航空便を実施している場合は、航空便のサイズ別料金を別紙に記載すること。

③ 法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

- ④ 市町村税を滞納していないことの証明書
 - ⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書
 - ※本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。
 - ※申請者が法人である場合は法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明（その3の3）、個人である場合は所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明（その3の2）
 - ⑥ 一般貨物自動車運送事業の許可証の写し
 - ⑦ 直近2年分の決算書
- (3) 提出方法及び提出先
- ① 持参または簡易書留郵便にて提出すること。
 - ② 提出先： 〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地
湯沢町役場 企画産業観光部企画観光課 ふるさと納税担当
- (4) 提出部数
- 「①企画提案書」、「②見積書（様式5）」は、正本1部、副本4部
その他の提出書類は、正本1部
- (5) 提案書記載内容の確認
- 提案者は提出した提案書の内容について当町から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は電子メールで行うものとする。なお、回答内容も提案の一部として取り扱うので留意すること。
- (6) 参加の辞退
- 参加申込後に参加を辞退する場合は速やかに「参加辞退届（様式6）」を提出すること。

11 選定方法

提出された書類を基に書類審査及び、プレゼンテーション審査を行う。評価表に基づき評価する。

(1) 書類審査

提出された書類に基づき、参加資格を有しているか、欠格条項に該当していないか、経営状況、賠償責任能力について審査する。

(2) プレゼンテーション審査

企画提案に関わるプレゼンテーション審査を実施する。

①実施日：令和6年8月1日（木）予定

※時間、会場等については、令和6年7月30日（火）までにメールにて通知する。

②内容等

・企画提案者は自らの提案内容の説明を行う。持ち時間はプレゼンテーション15

分、その後の質疑応答10分の計25分とする。(プレゼンテーションに係る準備期間は持ち時間に含まないものとする。)

- ・企画提案書あるいは企画提案書に準ずる資料(提案内容を抜粋又は要約したもの)以外のプレゼンテーション資料の使用は認めない。
- ・会場には町でプロジェクター及びスクリーンを用意する。

(3) 審査項目及び基準

- ① 審査の評価項目は、「評価表(資料1)」を参照すること。
- ② 選考において、第1位として決定した者を受注候補者として選定する。
- ③ 評価内容及び選考結果に関する異議・質問等については一切受け付けない。
- ④ 審査した結果、一定の点数に満たない参加事業者のみの場合は、受注候補者を選考しないものとする。

(2) 選定結果

- ・令和6年8月5日(月)(予定)に全事業者に電子メールで通知するとともに、後日書面にて通知する。

12 提出書類等の扱い

- (1) 提出期日以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は本業務の業者選考以外の目的では提出者に無断で使用しない。

13 契約の締結

- (1) 本業務の契約については、選考した受注候補者と締結する。
- (2) 契約締結前には当町と受注候補者の間で企画提案書等の内容を基に業務内容の具体的協議を行うこととする。なお、協議により企画提案書の内容を一部変更する場合がある。
- (3) 受注候補者の辞退により受注候補者と契約締結ができない場合は、「10選定方法」の(3)で順位付けをした受注候補者の順に契約交渉を行う。
- (4) 本業務の契約期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

14 契約単価について

配送料は見積書(様式5)の契約単価を適用し、契約単価の変更は行わないものとする。なお、契約単価には必要な諸経費を含んでいる。

15 精算条件

- (1) 配送料は月毎の精算とする。
- (2) 精算時には、契約単価と実際の配送数に基づいて精算する。

- (3) 消費税の精算は、契約単価と実際の配送数より算出した金額に税率10%で計算する。

16 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出から契約締結までの間に、「6 参加資格及び欠格条項」で欠格条項に該当することとなった場合には、その時点で失格とする。
- (3) 提出された提出書類等に虚偽の記載をした場合は、無効にするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。

17 問い合わせ先

〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地

湯沢町役場 企画産業観光部企画観光課 ふるさと納税担当

電話：025-784-4850

FAX：025-784-3582

E メール：furusato@town.yuzawa.lg.jp